

基本条例（修正案）（H23、12月15日）

前 文

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、自治体への権限委譲がすすみ、自治体の責務がより拡大してきた中で、二宮町も自己責任で住民福祉の増進を図り、まちづくりを総合的に実施するよう地方分権型へ転換が図られてきた。二宮町は、少子高齢化や人口減少傾向など課題を抱えながら、二宮町の特徴を生かした個性ある自立したまちづくりが求められている。

主権者である町民の信託を受けた議員と町長には二元代表制の下で、それぞれ特性を生かし、適切な緊張を維持して、町民の意思を反映した最良の決定に導く使命が課せられている。

議会は、執行機関に対する監視及び評価の機能を持ち、原則として全ての事務に権限が及ぶなど、その責任と役割は重大である。また、町の課題を常に把握し、多様な民意がある中で、政策立案及び政策提言を積極的に行うことが求められている。常に変化する時代背景の中で議会の役割を十分に果たし、また機能が十分発揮されるためには、議会の公正性と透明性の確保はもとより、論点、争点を町民にわかりやすくして、より多くの民意を反映した討議と議決ができるように工夫しなければならない。二宮町議会は、請願・陳情説明、議会だよりの発行、議会や委員会の町民への公開、議会のテレビ放映等で町民に開かれた議会を目指してきたが、個々の議員が自覚と見識を持って、さらなる議会改革をすすめる決意のもとで、町民の負託に応えるべく的確な議会運営を目指して、ここに議会基本条例を制定する。

第1章 総則

第1条 目的

この条例は、議会運営及び議員に係わる基本事項を定め、町政の情報公開と町政への町民参加を基本として、公正で民主的な町政の推進により、二宮町の福祉の向上・豊かなまちづくりに貢献することを目的とする。

議会と議員活動に必要な、基本条項を具体的に規定化し、「町政の情報公開」と「町民参加」を基にしたまちづくりに寄与することで、議会が主権を有する町民の意思に的確に応じていくことにより、町民福祉の向上と民主的な町政の推進することをこの条例の目的とする。

第2条 条例の位置づけ

この条例は、議会の基本となる事項を定めるものであり、議会に関する条例、規則その他の規程を解釈し、制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。

第1条（目的）で規定しているとおり、この条例は、二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等を定めるなど、議会の基本となる事項を定めることにする。したがって、議会に関する他の条例等の条文を解釈する場合、また新たに制定したりする場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合をはからなければならないこととする。

第2章 議会と議員の活動原則

第3条 議会の活動原則

議会活動原則を以下の項に定める。

主体となる町民の代表である議会が、その負託に応えるために、積極的に情報提供を行い、町民の町政への参加や議会への関心を高め、町民から信頼される議会をつくるために、議会がどのような原則に基づいて活動すべきかを規定する。

第1項 公正性・透明性・信頼性

議会は、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議会の信頼性を高めるよう努める。

第2項 多様な意見の把握

議会は、町民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会運営を行うよう努める。

第3項 開かれた議会

議会は、町民にとって開かれた議会を目指し、町民の議会参加の機会の拡大を図ることに努める。

第4項 分かり易い議会

議会は、町民にとって分かり易い議会に努める。

第4条 議員活動の原則

議員活動原則を以下の項に定める。

議会を構成する議員がどのような原則に基づいて活動すべきが規定する。（未議論）

第1項 議員間の自由な討議と言論の尊重

議員相互の言論を尊重するとともに、自由討議を推進する。

主体となる町民の代表である議員がその意思を的確に応えるために、議員相互の言論を尊重するとともに、自由討議を推進する。（未議論）

第2項 多様な意見の把握

議員は、町民の多様な意見を踏まえ、充実した討議の下に議会運営を行うよう努める。

議員は、町民の多様な意見を把握し、充実した討論のもとに議会運営に努める。
(未議論)

第3項 町民の福祉向上

特定の地域又は個人若しくは団体の意向に捉われず、町民全体の福祉の向上を目指す。

町民の意思に的確に答えていくことにより、町民全体の福祉の向上を目指す。
(未議論)

第4項 政策立案・提言

議員は積極的に政策立案、政策提言を行うように努める。

把握した町民の多様な意見や意思のもとに政策立案、政策提言の強化に努める。
(未議論)

第5項 自らの議会活動の情報提供

議員は、自らの議会活動について、積極的に情報提供を行う。

議員は、自らの議会活動について、町民参加拡大を図ることで、積極的に情報提供を行う。(未議論)

第6項 自己研鑽

議員は、調査及び研修を通じて、自らの資質向上を図るために、
不断の研鑽に努める。

議員は、町民の意思を把握し、自己の資質を高めるよう不断の研鑽を重ね、町民の信託に応える。

第5条 議員の政治倫理

議員政治倫理を以下の項に定める。

第1項 政治倫理の向上

議員は、主権を有する町民の代表者として、町政に携わる責務を深く認識し、主権を有する町民の付託に答えるため、政治倫理の向上に努めなければならない。

第1条（目的）で、市民福祉の向上と公正で民主的な町政を推進することをこの条例の目的としています。それを実現するためには、議会を構成する議員が、特定の利益を求めて公共の利益を損なうことがあってはならないことから、本条において、政治倫理の向上に努めることとしています。

第2項 議員政治倫理

議員政治倫理は、議員倫理規定要綱に定めるところとする。

第6条 会派

会派について以下の項に定める。

会派とは、議会内に政策を中心とした同一の理念を共有する結成された議員の同志的集合体のことであり、会派制は全国的にも多くの議会に取り入れられているものですが、法律上では明確な定義や位置付けはなされていません。二宮町では政治信条を明確にするために一人会派が認められています。会派は、議会の円滑な運営に努めるとともに、政策立案、政策提言等に関して必要に応じて他の会派との合意形成に努めることとしています。

第1項 会派の結成

会派は政治的信条、政策等を共有する同一の理念を持つ議員で構成し、活動する。また、議員は一人であるが議会以外で構成する団体の政治信条を表す会派として議会で活動できる。(未議論)
~~議員により結成することができる。~~

~~第2項 同一理念の活動~~

~~会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。~~

第3章 議会運営

第7条 議会運営の原則

議会は、町民に分かりやすく、かつ円滑で効果的運営を行う。

本状では、議会を構成する議員がどのような原則に基づいて活動すべきかを規定しています。

第8条 委員会活動（委員会の目的はなにか）

二宮町議会委員会条例において規定する、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会において、積極的な活動を行い、その活性化に努める。また、公聴会制度及び参考人制度を採り入れ町民の専門知識の活用に努める。

各々の議員が各委員会の役割を十分認識し、会議においては十分な事前調査および自己研鑽をし、各委員会の委員長の下、活発な議論を展開する。必要に応じて公聴会制度及び参考人制度を活用する。

第9条 自由討議

議員は、議会の機能を発揮するため積極的に議員相互の自由討議に努め、議論を尽くす。

町民にわかりやすい議会にしていくためにも、本会議や常任委員会、特別委員会等において議案審議等の結論を出す場合議員相互の討議、議論をつくして合意形成に努める。（要議論）

第10条 政策討議

議会は、町政の課題について共通認識を醸成するため積極的に政

策討議を行う。

議員はその政策の十分な現状把握を行うとともに、将来計画や予算編成を見据えた議論を準備する。

~~第11条 調査活動~~

~~議会は、町長等の事務が適正に執行されているかについて、必要に応じ、評価、調査等を行うことができる。~~

第12条 政務調査費

議員は、別に定めるところにより交付を受けた政務調査費について、その適正な執行に努めるとともに、町民に対し使途の説明責任を負う。

「政務調査費利用条例」に基づきその適正な執行に努め、公開することでその透明性を確保する。

第13条 通年議会

~~二宮町議会は、議会の主体性と機動性を確保するため専決処分をなくし、全ての決定を町民の判断の下で行うため通年議会とする。~~

議会の会期を通年として、毎年1月に開会し、12月に閉会とする。会期の制限をはずし、議会活動の幅を広げることで、専決処分の減少や委員会活動の充実を図る。

第14条 夜間及び日曜議会

夜間及び日曜議会を開催できる。

第4章 町民と議会との関係

第15条 会議の原則公開

議会における全ての会議は原則として公開とする。

第16条 情報公開

議会は、二宮町情報公開条例との整合を図りつつ、議会活動に関する資料を原則公開とする。

第17条 課題（テーマ）を決めた政策会議

議会は、町政全般にわたって必要と思われる特定の課題について、議員と町民が自由に情報及び意見を交換する政策会議を開催することができる。会議は町民、議会のいずれの要請に基づいて開催される。

第18条 議会報告会と意見交換会

議会報告会を開催する。同時に課題を決めず町民との意見交換会も開催する。町民と議会代表者の質疑は別途定めた要綱の下で行う。

第19条 請願と陳情

議会は、請願と陳情を町民からの政策提案と位置づけ、審議において提案者の意見を聞く機会を設けることができる。

第20条 意見提案手続き

議会の条例及び政策提案に対し、町民の意見を求めることができる。

第5章 議会と町長等との関係

第21条 町長等との関係

二元代表制の下、町長等と緊張ある関係を保ちながら町長等の事務の執行監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を行うために以下の項を定める。

第1項 一般質問の質問形式（一問一答制度の導入）

本会議の一般質問においては論点・争点を明らかにするために一問一答方式で行う。

第2項 執行者の反問権

説明のため本会議に出席した者は、議員の質疑又は質問に対し、議長の許可を得て、質疑又は質問の趣旨を確認するための発言をすることができる。

第22条 町長等の政策形成過程の説明

議会は、町長等が提案する重要な政策等（政策・施策・計画・事業提案等）について、審議を通じて、その政策等の水準を高めるとともに、議決責任を担保するため、町長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めることができる。

第1項 政策等の背景

第2項 他の自治体の類似する政策との比較

第3項 総合計画等における根拠、位置づけ

第4項 実施にかかる費用及び財源

第5項 政策等の効果

第6項 町民参加の有無とその内容

第23条 議会の議決事項

自治法第96条第2項に規定する議決事項は以下の項に定める。

第1項 二宮町総合計画及び二宮総合計画の策定と変更について。

第2項 …… 項目いれる。

第6章 議会の体制整備

第24条 議員の研修

議会は、議員の資質向上を図るために議員研修の充実強化に努める。

第25条 事務局の機能充実

議会は、議会の政策立案機能向上のため、議員の政策立案活動を補助し、また、議会運営を円滑かつ効率的に進めるため、議会事務局の調査及び法務に関する機能の充実を図るものとする。

第26条 図書資料の充実

議会は、議員の調査研究に資するため、図書資料等の充実を図るものとする。これを議員のみならず、町民、町職員の利用に供することができる。

第27条 予算の確保

議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努める。

第28条 危機管理

議会は、災害等の不測の事態から町民等の生命・身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう、町長等と協力し、危機管理体制の整備に努めなければならない。

第1項 議長は、議員による協議又は調整をおこなうための協議会等を開催することができる。

第2項 議会及び議員は、町内の状況を調査し、町民の意見及び要望を的確に把握するとともに、必要に応じ町長等に対し、提言及び提案をおこなう。

第7章 補 則

第28条 条例の見直し

第1項 議会は、一般選挙を経た任期開始後、速やかに、この条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

第2項 議会は、前項による検討の結果、制度の改善が必要な場合は、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。

第3項 本条例の改正は、必要に応じ随時行う。